# 医療法人社団 昭成会 田﨑病院　院内感染対策指針

## １ 総則

### 1-1　基本理念

病院の理念に基づき、患者に安全で快適な医療環境を提供するため、院内感染の予防・再発防止及び集団感染事例発生時の適切な対応など、当院における院内感染防止対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療の提供を図ることを目的とする。

### 1-2　用語の定義

1）病院環境下で感染した全ての感染症を院内感染と言い、病院内という環境で感染した感染症は、病院外で発症しても院内感染と言う。逆に、病院内で発症しても、病院外(市井)で感染した感染症は、院内感染ではなく市井感染と言う。

2）院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞人、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには院外関連企業の職員を含む。

### 1-3　院内感染防止対策に関する基本的考え方

１）当院の院内感染防止対策は患者、職員への感染症の伝播リスクを最小化することの視点にたち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する。

２）「標準予防策」及び「感染経路別予防策」の視点に基づいた医療行為を実践する。

３）個別及び病院内外の感染情報を広く共有し、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応することを目指し、感染症発生の際には拡大防止のための原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。

### 1-4　本指針について

１）策定と変更

本指針は(院内指針、手順書と言うべきもの：以下同様)は感染対策委員会の議を経て策定したものである。また、感染対策委員会の議を経て適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づかなければならない。

２）職員への周知と遵守率向上

本指針に記載された各対策は、全職員の協力の下に、遵守率を高めなければならない。

①感染制御チーム（ICT）は、現場職員が自主的に各対策を実践するよう自覚を持ってケアに当たるよう誘導する。

②院内感染対策委員会（ICC）は、現場職員を教育啓発し自ら進んで実践して行くよう

動機付けをする。

③就職時初期教育、定期的教育、必要に応じた臨時教育を通して、全職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚するよう導く。

④定期的 ICT ラウンドを活用して、現場に於ける効果的介入を試みる。

⑤定期的に手指衛生や各種の感染対策の遵守状況につき監査するとともに、擦式消毒薬の使用量を調査してその結果をフィードバックする。（容器に使用量が分かるよう、線と日付を記録しておくなど）

3）本指針の閲覧

当院ホームページにて閲覧できる。なお、本指針の問い合わせ等については、院内感染対策委員会が対応する。

## 2 院内感染対策委員会について

### ２-１　院内感染対策委員会（infection control committee：ICC）の設置及び所轄業務

感染防止対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、感染防止対策部門として院内感染対策委員会を設置する。

### ２-２　院内感染対策委員会の構成

院内感染対策委員会は専門職代表を構成員として組織する。

- 病院長（感染対策委員長）
- 各診療医長
- 看護部長
- 療養病棟師長
- 一般病棟師長
- 外来師長
- 医事課長
- 医療安全対策担当者
- 手術滅菌部門担当者
- 副院長（感染対策副委員長）
- 総務部長
- 理学療法士主任
- 放射線科技師長
- ソーシャルワーカー主任
- 薬剤部主任
- 検査科主任
- 管理栄養師

＊委員長は、委員会を代表し業務を統括する。

＊委員長に事故等あるときは、副委員長がその職務を代行する。

### ２-３　院内感染対策委員会の業務

院内感染対策委員は、院内感染対策指針に基づいて次の事項を実施する。

１）院内感染対策予防対策に関すること。

２）院内感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況を含め、管理者へ報告する

こと。
3）院内感染の調査及び分析、改善策の立案実施、並びに従業者への周知をはかること。
4）院内感染対策委員会で立案された改善策の実行状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。
5）職場の感染予防策に対しての指導、助言に関する事。
6）ICT（感染対策チーム）の会議結果の審議、実施的活動に対する評価助言
7）院内感染対策マニュアルの策定の審議に関する事。
7）アウトブレイクの防止と制圧に関する事。
8）院内感染サーベイランスの推進
9）その他院内感染に関すること。

2-4　院内感染対策委員会の開催
1）委員会は委員長が召集し、議長となる。
2）委員会は必要に応じ委員会以外の者を出席させ意見を聞くことができる。
3）委員会は定例会とし、毎月第2水曜日に開催する。ただし都合により変更や必要に応じ臨時開催ができる。

## 3　感染対策チームについて

3-1　感染対策チーム（infection control team：ICT）の設置及び所轄業務
ICT は病院各部と密接な関連を持ち、機動力を発揮して未然に院内感染を防ぐ事を目的とし院内感染対策委員会の下部組織として設置する。

3-2　感染対策チームの構成
・ 感染対策チーム長（副院長）
・ 看護部（一般病棟、療養病棟、外来、滅菌手術部門）
・ 薬剤部
・ 臨床検査部門
・ リハビリテーション科
・ 栄養科
・ 医療相談室
・ 医事課

3-3　感染対策チームの役割
1）定期的な会合の開催（定例会は毎月第3金曜日とする）
ただし都合により変更や必要に応じ臨時開催ができる。

２）院内感染対策を目的とした年間計画の作成
３）年間計画の実行と効果の評価・改善
４）病院内の定期的ラウンド（原則月１回）
５）手指消毒剤の計測
６）抗菌薬の使用量の報告、アンチバイオグラムの作成
７）サーベイランス結果について現場への報告
８）アウトブレイクの防止と制圧
９）現場への介入（基本的感染対策遵守のための教育・指導）
10）院内感染対策を目的とした職員の研修（年２回実施）
11）活動状況は院内感染対策委員会に報告する。

## ４　院内感染防止対策に関する職員の研修・啓蒙と規定

院内感染防止対策のための研修は院内感染対策のための基本的考え方、及び具体的方策について従業者に周知徹底を行い、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図っていく。
対象は全病院職員（常勤・非常勤・委託業者共に）とする。

2025.08.18